



鳥取県公報

平成15年 3月31日(月)
号外第56号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額(210)(障害福祉課)..... 1
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(211)(水産課)..... 1

告 示

鳥取県告示第210号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)第5条第2項ただし書の規定に基づき、鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額を次のように定め、平成15年4月1日から施行する。

平成元年鳥取県告示第465号(鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について)は、平成15年3月31日限り廃止する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項ただし書の知事が定める額は、同項に規定する療養費算定額に100分の105を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

鳥取県告示第211号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年4月1日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
略			略		
そ の 他 の 資 金	年1.0パーセント	年1.25パーセント	そ の 他 の 資 金	年1.5パーセント	年0.75パーセント
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.0パーセント	年1.25パーセント		年1.5パーセント	年0.75パーセント	